

山梨県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定による講習の実施を委託する場合の資格認定基準を次のとおり定め、令和4年5月13日から施行し、道路交通法及び道路交通法施行規則に規定する講習の実施の委託に関し公安委員会が認定する際の基準（平成29年山梨県公安委員会告示第28号）は、廃止する。

令和4年4月27日

山梨県公安委員会

委員長 武田信彦

1 組織の基準

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他の者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定があった場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (4) 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。
- (6) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (7) 山梨県内に主たる事業所を有していること。
- (8) 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。
- (9) 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。
- (10) 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。

- (11) 機密漏えい防止に関する規程を定めていること。
- (12) 講習業務（法第108条の2第1項第1号、第3号から第9号まで若しくは第11号から第13号までに掲げる講習又は同条第2項に規定する講習の実施をいう。以下同じ。）を公正かつ的確に遂行する体制及び能力を有すること。
- (13) 講習業務に係る資格認定の取消しを受けていない、又は資格認定の取消しを受けた日から2年を経過していること。
- (14) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）に次のいずれかに該当する者のいない法人であること。
- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - カ 心身の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

2 設備の基準

講習の種別	設備の基準
安全運転管理者等講習（法第108条の2第1項第1号の講習をいう。以下同じ。）	<p>1 警察署の管轄区域ごとに講習会場を確保できること。</p> <p>2 講習に必要な視聴覚機材を整備できること。</p>
停止処分者講習（法第108条の2第1項第3号の講習をいう。以下同じ。） 違反者講習（法	<p>1 講習用車両として、次のものが整備されていること。</p> <p>(1) 原則としてスクータータイプの原動機付自転車</p> <p>(2) マニュアル式及びオートマチック式の大型自動二輪車及び普通自動二輪車</p> <p>(3) 補助ブレーキを備えたマニュアル式及びオートマチック式の普通自動車</p>

<p>第108条の2 第1項第13号 の講習をいう。 以下同じ。)</p>	<p>2 講習に必要な視聴覚機材を整備できること。</p>
<p>大型車等講習 (法第108条 の2第1項第4 号の講習をい う。以下同じ。)</p>	<p>1 講習用車両として、次のものが整備されていること。 (1) 大型免許を受けようとする者に対する講習 補助ブレーキを備えたトラック型の大型自動車 (2) 中型免許を受けようとする者に対する講習 補助ブレーキを備えたトラック型の中型自動車 (3) 準中型免許を受けようとする者に対する講習 補助ブレーキを備えたトラック型の準中型自動車 (4) 普通免許を受けようとする者に対する講習 補助ブレーキを備えたマニュアル式及びオートマチック 式の普通自動車 2 運転シミュレーターが整備されていること。 3 視聴覚機材を備えた講習室が整備されていること。</p>
<p>自動二輪車講習 (法第108条 の2第1項第5 号の講習をい う。以下同じ。)</p>	<p>1 講習用車両として、次のものが整備されていること。 (1) 大型二輪免許を受けようとする者に対する講習 マニュアル式及びオートマチック式の大型自動二輪車 (2) 普通二輪免許を受けようとする者に対する講習 マニュアル式及びオートマチック式の普通自動二輪車及 び小型自動二輪車 2 運転シミュレーターが整備されていること。 3 おおむね長円形で50メートル以上の距離を直線走行でき る部分を有する周回コース及びおおむね直線で周回コースと 連絡しコースが相互に十字形に交差する幹線コースが整備さ れていること。 4 視聴覚機材を備えた講習室が整備されていること。</p>
<p>原付講習 (法第 108条の2第 1項第6号の講 習をいう。以下 同じ。)</p>	<p>1 実車指導用コースが整備されていること。 2 講習用車両として、原則としてスクータータイプの原動機 付自転車が3台以上整備されていること。</p>
<p>旅客車講習 (法 第108条の2 第1項第7号の 講習をいう。以 下同じ。)</p>	<p>1 講習用車両として、次のものが整備されていること。 (1) 大型第二種免許を受けようとする者に対する講習 補助ブレーキを備えたバス型の大型自動車 (2) 中型第二種免許を受けようとする者に対する講習 補助ブレーキを備えたバス型の中型自動車 (3) 普通第二種免許を受けようとする者に対する講習 補助ブレーキを備えたマニュアル式及びオートマチック 式の普通自動車 2 運転シミュレーターが整備されていること。</p>

	<p>3 視聴覚機材を備えた講習室が整備されていること。</p>
応急救護処置講習（法第108条の2第1項第8号の講習をいう。以下同じ。）	<p>1 模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。）が整備されていること。</p> <p>2 視聴覚機材を備えた講習室が整備されていること。</p>
指定自動車教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号の講習をいう。以下同じ。）	<p>1 自動車教習所において、教習及び技能検定に使用する車両と同等の車両を確保できること。</p> <p>2 自動車教習所において、教習及び技能検定で使用するコースと同等のコースを確保できること。</p> <p>3 視聴覚機材を備えた講習場所を確保できること。</p>
更新時講習（法第108条の2第1項第11号の講習をいう。以下同じ。）	講習に必要な視聴覚機材を整備できること。
高齢者講習（法第108条の2第1項第12号の講習をいう。以下同じ。）	<p>1 視聴覚機材を備えた講習室が整備されていること。</p> <p>2 実車指導用コースが整備されていること。</p> <p>3 講習用車両は、委託先講習機関が保有する車両で次に掲げるものとし、所要の車両が必要数整備されていること。</p> <p>(1) 補助ブレーキを備えたマニュアル式又はオートマチック式の四輪車</p> <p>4 運転適性検査器材として、次のものが整備されていること。</p> <p>(1) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器</p> <p>(2) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器</p> <p>(3) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器</p>

3 能力の基準

講習の種別	講習指導員の資格要件	講習指導員数
安全運転管理者等講習	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>1 自動車安全運転センターが行う安全運転管理者研修を終了した者又は当該研修における研修指導員としての経験のある者</p> <p>2 全日本交通安全協会が行う安全運転管理指導者講習を終了した者又は当該講習における講習指導員としての経験のある者</p> <p>3 上記1又は2の者と同等以上の専門的知識を有</p>	3人

	すると、書面又は面接により認められた者	
停止処分者講習 違反者講習	<p>1 運転免許に係る講習等に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号。以下「講習等規則」という。）第7条第2項に該当する者であること。</p> <p>2 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 法第108条の4第1項第1号の運転適性指導に関する業務に関して、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>イ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に關し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>(2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関して、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>イ 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>ウ 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に關し、ア又はイに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>3 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</p> <p>イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>ウ 自動車等の運転に關し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除</p>	3人

	く。) を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者	
大型車等講習 自動二輪車講習	<p>1 講習の種別ごとに、山梨県道路交通法施行細則（昭和 35 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）第 18 条の 5 第 1 号から第 6 号までに該当する者であること。</p> <p>2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 183 号。以下「改正政令」という。）附則第 4 条第 1 項の規定により教習指導員資格者証（大型）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者は、公安委員会が指定する研修を修了したものであること。</p> <p>3 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 258 号。以下「平成 28 年改正政令」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により教習指導員資格者証（中型）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者は、公安委員会が指定する研修を修了したものであること。</p>	講習の種別ごとに 2 人
原付講習	<p>1 細則第 18 条の 5 第 9 号に該当する者であること。</p> <p>2 細則第 18 条の 5 第 9 号ウについては、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識に関する講習等の講師の経験が、おおむね 1 年以上ある者</p> <p>イ 自動車教習所において、教習指導員としての経験が 1 年以上ある者</p> <p>ウ 運転免許試験場等で技能試験官としての経験がある者</p> <p>エ 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者</p> <p>オ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者</p> <p>3 細則第 18 条の 5 第 9 号キについては、書面審査又は面接により要件を確認された者であること。</p>	3 人
旅客車講習	<p>1 講習の種別ごとに、細則第 18 条の 5 第 10 号から第 12 号までに該当する者であること。</p> <p>2 改正政令附則第 4 条第 1 項の規定により教習指</p>	講習の種別ごとに 2 人

	<p>導員資格者証（大型二種）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者は、公安委員会が指定する講習を終了したものであること。</p> <p>3 平成28年改正政令附則第3条第2項の規定により教習指導員資格者証（中型二種）とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けている者</p>	
応急救護処置講習	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>1 講習の種別ごとに、細則第18条の5第7号又は第8号に該当する者</p> <p>2 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師</p> <p>イ 救急救命士</p> <p>ウ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者</p> <p>エ 日本赤十字社救急法指導員（第二種免許に係る講習を除く。）</p> <p>オ 都道府県公安委員会が応急救護措置に必要な知識の指導に関し前記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>	講習の種別ごとに 2人
指定自動車教習所職員講習	<p>1 教習指導員に係る講習</p> <p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 法第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付を受けている者</p> <p>イ 運転免許試験場において、自動車教習所に関する業務の経験が相当期間ある者</p> <p>ウ 自動車教習所において、教習指導員としての経験が相当期間ある者</p> <p>エ 細則別表第3の「1 教習指導員」の表の講習科目1から3までの「講習細目」欄に掲げる項目に関し、専門的な知識を有すると、書面又は面接により認められた者</p> <p>2 技能検定員に係る講習</p> <p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 法第99条の2第4項の技能検定員資格者証の交付を受けている者</p> <p>イ 運転免許試験場等で技能試験官としての経験が相当期間ある者</p> <p>ウ 自動車教習所において、技能検定員としての経験が相当期間ある者</p> <p>エ 細則別表第3の「2 技能検定員」の表の講習科目1及び2の「講習細目」欄に掲げる項目に関し、専門的な知識を有すると、書面</p>	<p>教習指導員に係る講習 3人</p> <p>技能検定員に係る講習 3人</p> <p>副管理者に係る講習 1人</p>

	<p>又は面接により認められた者</p> <p>3 副管理者に係る講習</p> <p>細則別表第3の「3 副管理者」の表の「講習細目」欄に掲げる項目に関し、専門的な知識を有するものとして、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 運転免許試験場において、自動車教習所に関する業務の経験が相当期間ある者</p> <p>イ 自動車教習所において、自動車教習所の管理業務の経験が相当期間ある者</p> <p>ウ 自動車教習所の管理・運営に関する知識を有すると、書面又は面接により認められた者</p>	
更新時講習	更新時講習の実施に関する規則（平成18年山梨県公安委員会規則第3号）別表第2の要件を満たす者であること。	10人
高齢者講習	<p>1 講習等規則第7条第2項に該当する者であること。</p> <p>2 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 運転適性指導に関する業務に関して、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>イ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>(2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関して、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの</p> <p>イ 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、ア又はイに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>3 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過し</p>	3人

ていない者

- イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者